

《競争参加資格審査における納税証明書の取扱いについて》

新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえて国税の徴収猶予を受けている事業者については、競争参加資格審査申請の添付書類である納税証明書の提出について、次のような取扱いといたします。

国税に未納がないことの証明として、「納税証明書（その3の3）」（個人事業者は「納税証明書（その3の2）」）の提出を求めているところですが、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」の適用を受けた事業者については、税務署において納税証明書が発行できないため、**納税証明書の代わりに「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」をご提出ください。**

※代替えの証明書類は納税猶予適用の記載があるものとします。